

同族会社・役員間における資本取引のポイント

近頃、同族会社においても行政上の許認可の必要性から増資をするケースや、事業承継スキームの一環として自己株式を取得する等資本取引が活発に行われるようになってきました。

増減資、自己株式の売買は資本取引ですので、発行会社においては、原則として課税関係が生じることはありません。しかし、株主側には、**みなし譲渡**や**みなし配当**の問題が生じることが考えられます。

そこで、次のようにポイントをまとめました。

☆ 株主割当増資の際に生じた失権株を既存株主の親族等に割り当てた場合や失権株につき再募集をすることなく打ち切った場合に、既存株主と引受株主とが親族関係にあるときは、贈与税の課税問題が生じます。

☆ 現物出資により受け入れた資産の価額が過小に評価された場合、会計上は、その評価額が受入資産の取得価額になります。

税務上は、時価を取得価額とし、受入価額と時価との差額に相当する金額は資本金等として取り扱います。

☆ 会社法上の減資は単に資本金の額を減少させる行為であるため、有償減資を行う場合には、資本金の減少と剰余金の配当という 2 つの手続をする必要があります。



- ☆ 有償減資及び自己株式の取得は、会社側においては資本金等取引であるので原則として損益には関係しませんが、払戻額のうち資本金等の額を超える部分についてみなし配当課税の対象になります。
株主側においては、みなし配当以外の金額については株式等に係る譲渡所得の収入金額とみなされます。

- ☆ 自己株式の処分は、税務上、その処分が適正な価額で行われている限り資本金等取引として処分価額が資本金等の額に加算されます。

- ☆ 自己株式の消却は、自己株式を取得した時点で資本の払い戻しとして取り扱っているため、利益積立金及び資本金等の額に変動はありません。